

## 入退会規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県スキー連盟(以下「当法人」という)の定款第7条及び第9条から第11条までの規定に基づき、当法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (入 会)

第2条 定款第7条に基づき、当法人に入会しようとする者は、次の事項を記載した入会申込書(添付別紙)に入会金、その年度の会費を添えて申し込み、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 氏名又は団体名(入会しようとする者の署名又は押印、団体にあつては代表者の署名又は押印を要す)
- (2) 住所(団体の場合は所在地)、電話番号、メールアドレス
- (3) 会員の種類
- (4) 入会希望日

### (退 会)

第3条 定款第9条に基づき、当法人を退会しようとする会員は、次の事項を記載した退会届(添付別紙)を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は団体名(入会しようとする者の署名又は押印、団体にあつては代表者の署名又は押印を要す)
  - (2) 住所(団体の場合は所在地)、電話番号、メールアドレス
  - (3) 会員の種類
  - (4) 退会希望日
  - (5) 退会の理由
- 2 定款第11条の定める事由により資格を喪失した者(以下「資格喪失者」という)は会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。
- 3 資格喪失者が既に納付した入会金、会費その他の供出金(以下、「会費等」という)はこれを返還しない。

### (再入会)

第4条 資格喪失者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会手続きにより、申込しなければならない。

- 2 前項による申込者に未納の会費等がある場合には、当該未納会費等の納入が確認でき

ない限り、再入会を認めない。

- 3 定款第10条の規定により除名された者は、除名の日から2年を経過しないとき、再入会の申込みすることができない。
- 4 第1項の再入会の申込みがあったとき、理事会は再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第5条 入会者は、定款第6条に規定する会員の種別毎に法令に基づき、当法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 会員は、第2条に規定する入会申込書に記載した事項に変更があった場合、速やかに、届け出なければならない。
- 3 定款第11条に規定する事由による資格喪失者は、その事由及び発生日を会員名簿に記録し、5年間その記録を保存する。
- 4 会員名簿に登録された個人会員に関する情報は、法令に基づいて開示を求められた場合を除き、会員本人の同意を得ることなく、第三者に開示し又は提供してはならない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

この規程は平成30年4月19日より施行する。